

第18期初当選議員勉強会

(企画経営部)

平成27年4月30日

	ページ
1 部の分掌事務	1
2 部の課題・重点施策	3
(1) 長期計画の推進(政策企画課)	
(2) 区有施設の見直し(施設改革推進課)	
(3) 行財政改革の推進(行革推進課)	
(4) 財政の健全化(財政課)	
(5) 広報機能の充実(広報課)	
(6) 広聴機能の充実(区民の声課)	
(7) 情報化の推進(情報課)	
3 資料一覧	
政策企画課.....目黒区基本構想	
目黒区基本計画	
目黒区実施計画	
施設改革推進課...目黒区区有施設見直し方針	
目黒区区有施設見直し方針概要版	
目黒区施設白書	
目黒区施設白書 [概要版]	
行革推進課.....目黒区組織図	
目黒区行革計画	
財政課.....目黒区財政計画	
平成27年度目黒区予算編成概要	
平成27年度目黒区各会計予算並びに予算説明書	
平成27年度目黒区当初予算プレス発表資料	
広報課.....めぐろ区報	

区勢要覧平成26年
目黒区くらしのガイド

区民の声課……第44回目黒区世論調査
広報・広聴 1年の記録

情報課……目黒区の電子情報処理のあらまし
目黒区情報化推進計画

部の分掌事務

(企画経営部)

課	係	分掌事務
政策企画課	企画係長	・ 総合的な政策の企画及び立案に関すること。 ・ 基本的な行政計画に関すること。 ・ 重要施策の総合調整に関すること。 ・ 用地及び施設の利用計画に関すること。 ・ 区政の総合的な調査並びに基礎資料の収集および管理に関すること。 ・ 協働の推進に関すること。
施設改革推進課	施設改革推進係長	区有施設の見直しに関すること
行革推進課	行革推進係長	・ 区の組織及び機構に関すること。 ・ 職員の定数管理に関すること。 ・ 事務の管理及び改善に関すること。
秘書課	秘書係長	・ 区長及び副区長の秘書に関すること。 ・ 褒賞及び表彰に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。 ・ 寄付物件（公有財産に属するものを除く。）の受領に関すること。
財政課	財政係長	・ 財政計画に関すること。 ・ 予算の編成及び配当並びに執行の監督に関すること。 ・ 財政状況の公表に関すること。 ・ 地方債に関すること。 ・ 都区財政調整に関すること。 ・ 財政調査及び財政統計に関すること。
広報課	報道・情報公開係長	・ 区政の普及及び啓発に関すること。 ・ 報道等の広報活動に関すること。 ・ ホームページ等の運用に関すること。 ・ 情報公開制度に関すること。

		・ 個人情報保護制度に関すること。
	区報係長	・ 広報紙の発行に関すること。
区民の声課	区民の声担当係長	区民の声、世論調査等の広聴活動に関すること 区政資料の収集、情報提供等に関すること 区が発行する印刷物の取扱いに関すること 区民相談に関すること 窓口サービスの向上に関すること 要望記録制度に関すること
情報課	情報係長	・ 情報化政策に係る企画、立案及び調整に関すること。 ・ 情報化政策に係る啓発、普及及び支援に関すること。 ・ 電子計算組織(他の部及び課に設置したものを除く。以下同じ。)の管理、運用及び保守に関すること。 ・ 電子計算組織に係るネットワークの管理、運用及び保守に関すること。 ・ その他電子計算組織の管理運営に関すること。

部の課題・重点施策

(企画経営部)

事業名	内容
長期計画の推進	1 基本構想 地方自治法の規定に基づき、区の将来像とそれを実現するための基本方針として議会の議決を経て策定する。現行の基本構想は平成12年度に改定したものである。 2 基本計画 基本構想実現のための必要な政策を掲げた10カ年の総合計画であり、現行計画は平成22年度から31年度までの計画である。 3 実施計画 実施計画は、基本計画に定める施策を具体化するために当面実施すべき事業を明確にした5カ年の行財政計画である。状況の変化に応じて各事業を見直し、原則として3年毎に改定し更新している。現行実施計画は、施策を総合的に展開していくため1年前倒し、行革計画、財政計画と同時改定とし、平成27年度から31年度までの計画とした。 4 土地利用計画 上目黒一丁目旧国鉄清算事業団宿舍跡地（上目黒一丁目地区プロジェクト）、旧第六中学校跡地、旧第四中学校跡地、国公有地の活用。 5 地方版総合戦略 急速な少子高齢化に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに東京圏への人口の集中を是正するため、区には「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、さらに人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後5カ年の目標や施策の基本的方向などをまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をそれぞれ閣議決定した。 地方においても、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案しつつ、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦

	略」を策定することが努力義務とされており、国と地方が一体となって取り組むことが求められている。 対象期間は、平成27年度から平成31年度の5年間。
区有施設の見直し	1 区有施設見直し計画の策定 今後一斉に大規模改修や建て替えの時期を迎える老朽化対策、少子高齢化等人口構造の変化に伴う施設ニーズの変化、今後の更新経費による財政負担の増加という3つの課題に対応するため、区有施設の見直しに取り組んでおり、平成26年3月に、見直しの基本的な方向性を定めた区有施設見直し方針を策定した。現在、見直しの具体化に向けた課題整理に取り組んでおり、平成28年度には区有施設見直し計画の策定作業に取り組んでいく。 2 生活圏域整備計画の見直しの必要性の検証 生活圏域整備計画は、区のまちづくりの具体的な進め方を示す計画であり、住区・地区・全区という生活圏域別の施設整備計画を含んでいる。区有施設見直しの取り組みの中で、生活圏域別の施設整備の考え方について検討することが課題となっており、現在、生活圏域整備計画の見直しの必要性の検証に取り組んでいる。 3 区有施設の長寿命化の取り組み 区有施設見直し方針において、建て替えに係る経費の抑制と平準化を図るための取り組みとして、施設の長寿命化を掲げている。さまざまな課題の整理を行った上で、区有施設見直し計画の策定検討の中で長寿命化のルールづくりを行い、取り組みを進めていく。
行財政改革の推進	1 目黒区行革計画に基づく改革の推進 平成27年度から平成29年度までを期間とする目黒区行革計画を定め、行財政改革に取り組んでいる。 2 組織・職員定数 (1) 組織改正(平成27年度組織 別添のとおり) 法改正、制度改正や新たな行政需要への対応を図りつつ、引き続き簡素効率的な組織を目指して取り

	組んでいる。 (2) 職員定数 平成 19 年 5 月に策定した「中長期の定数管理の考え方」に基づき、平成 30 年度当初において常勤職員を 1,900 人（再任用職員の常勤振替を含めた配分定数を 2,100 人）以下にすることを目標に定数管理を行っている。 また、現行の職員定数計画（平成 27 年度～29 年度）に基づき、3 年間で 90 人の職員数の見直しに取り組んでいる。
財政の健全化	1 区の財政状況 (1) 急激な財政悪化に対応するため、22 年度から「緊急財政対策」を、24 年度から「財政健全化に向けたアクションプログラム」に取り組んできた。 こうした取組や景気回復基調による歳入の増により、財源不足の回避と積立基金残高の確保は達成できる見込みとなり、一定の改善は見られたが、経常的な経費の高止まり状況や社会保障費の増加、建設経費の上昇など、大きな課題を抱えている。新たな行政需要に的確に応え、区民生活を守り支えていくことができるよう、引き続き安定的な財政運営を可能とする強固な財政基盤が必要である。 (2) 財政調整基金残高が 59 億円余、対標準財政規模の割合が 10.4%（25 決算）と、特別区平均の 25% を大きく下回っている。財政運営上のルールでは、標準財政規模の 20% 以上、120 億円を超える残高を目指し、今後の不測の事態等に備えることとしている。 (3) 多くの区有施設が老朽化を迎える中、施設の更新等へ対応するために施設整備基金の活用が必須となるが、本区の基金残高は 27 年度末見込で 69 億円である一方、他区の同様の基金は百億円単位が多く（25 決算）、本区は低い水準となっている。 2 27 年度予算 (1) 3 つの重要課題である「安全・安心な地域づくりの取組」、「暮らしや健康と子どもの育ちを支える取組」、「環境と調和した地域を次代に引き継ぐ取組」

	への対応を積極的に進め、財源を集中的に配分してメリハリの利いた予算を編成した。 (2) 27年度一般会計当初予算額は、929億円余で、前年度比2.9%、25億8千万円の増である。過去10年間で2番目に大きい規模となっている。
広報機能の充実	1 主な刊行物（平成27年度） (1) めぐろ区報：月3回発行（臨時号は随時発行）。103,000部。新聞購読者の減少（＝折込数の減少）に伴い発行部数は減少傾向にある。 (2) 英文広報紙：隔月1回発行。5,000部。翻訳の質の確保や記事に関する意見・要望等を反映させるためアドバイザー制度を運用している。 (3) 暮らしのガイド：区のサービスや施設案内等をまとめた冊子。隔年1回発行。70,000部。転入者・希望者に配布し、区のサービス利用の手引きとしている。 (4) リビングガイド：暮らしのガイド外国語版（英・中・ハングル）。3年に1回発行。5,500部。 (5) 区勢要覧：統計資料集。年1回発行。1,000部。 2 公式ホームページ等の管理・運用 (1) 公式ホームページ：アクセス件数は月平均で約30万件。平成23年からバナー広告、英・中・ハングル語自動翻訳開始。平成25年にシステムを更新し、アクセシビリティの向上に努めている。 (2) メールマガジン：平成19年開始（延べ登録者数、平成27年2月現在で15,106人） (3) ツイッター：平成23年開始（フォロワー数、平成27年3月現在で7,618人） 3 パブリシティ（報道） 新聞社・テレビ局に対する情報提供（プレスリリース）、取材調整を随時実施。区長記者会見（定例年2回、当初予算案発表1回）を実施。 4 情報公開制度・個人情報保護制度の運用 マイナンバー制度実施に伴う、個人情報保護に関する規定の見直しが必要。

広聴機能の充実等	1 広聴機能の充実 現在、区民の声を把握する仕組みとしては、日々寄せられる区長へのはがき・投書・電話・区長へのメール等をはじめ、世論調査や区民と区長のまちづくり懇談会など多様な制度がある。これらを通じて区民の意見・要望等を幅広く把握し、区民の立場に立って的確に対応するとともに、区政に活かすように努めている。 2 窓口サービスの向上 区民の満足感を高めることを目指して、窓口サービス向上の推進運動を平成7年度から展開している。これまで、対応マニュアル・事例集の全職員への配布、各種研修の実施、向上月間の取組みなどを行っている。今後、これまでの取組みを確かなものとし、さらに発展するよう継続していく。
情報化の推進	システムの改修・構築及び情報セキュリティの充実 1 制度改正への的確な対応 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に伴って、平成28年1月から住民記録・税・国民健康保険等の基幹系システムをホストシステムからパッケージシステムに移行し、再構築を行う。 2 情報化推進計画の改定 平成21年度に作成した情報化推進計画（2か年延伸）について、平成27年度中に改定作業を行い、平成28年度から実施する。 3 情報セキュリティ施策の推進 マイナンバー制度導入や近年のICT環境の状況から、情報セキュリティに関する内部監査や研修等の内容の充実を図り、全庁的な情報セキュリティの一層の向上を目指す。

